

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年8月30日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋	嶋 明 人
同	山	田 正 芳
同	十	河 直

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀病院	平成25年7月17日
白鳥病院	平成25年7月18日
がん検診センター	”
中央病院	平成25年7月19日
県立病院課	平成25年7月29日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 現金取扱員の指定ができていないものがあつた。(中央病院)

(イ) つり銭を規程どおりに収入処理できておらず、現金受払簿への記載もできていなかった。
(中央病院)

(ウ) 行政財産の目的外使用料のうち、使用開始日までに徴収できていないものがあつた。(中央病院)

(エ) 予定価格を定めることなく自動車を売却していた。(丸亀病院)

(オ) 平成24年度救命救急センター運営費補助金について、報告期限が過ぎているにもかかわらず、事業実績報告書が提出されていなかった。(県立病院課)

イ 手当の支給について

(ア) 超過勤務等命令簿について、修正液を使用して所属責任者の印影等を抹消していたものがあつた。(中央病院)

(イ) 嘱託職員（医師）35名へ支給済（過去10か月分）の時間外勤務手当及び宿日直手当について、支給額に誤りがあつたため、3月支給の報酬より正当額との差額を相殺して支給していたが、3月支給分の起案文書には、その積算根拠が添付されていなかった。(中央病院)

ウ 支出事務について

資金前渡を受けた費用について、帰庁後5日以内に残金の精算報告すべきところ、約1か月後に報告がなされているものがあった。(中央病院)

エ 契約事務について

(ア) 単価契約をしている薬品のうち1品目について、契約額と異なる見積書が証拠書類として添付されていた。(丸亀病院)

(イ) 病院情報システムの運用保守支援業務委託及び機器保守委託について、見積書が徴収できていなかった。(白鳥病院)

(ウ) 病院情報システムレベルアップ業務について、情報システム調達審査委員会の審査前に、予定価格調書を作成していた。また、見積書が徴収できていなかった。(白鳥病院)

(エ) 自家用電気工作物の保守管理業務委託など前金払をしたものについて、履行確認ができていなかった。(白鳥病院)

オ 物品の管理について

(ア) 病院情報システムの耐用年数が誤っていた。(中央病院・丸亀病院)

(イ) 保管する毒劇物については、容器単位で、使用の都度在庫量を数量又は質量で管理する必要がある。(中央病院)

(ウ) 保管する毒劇物については、容器単位で、使用の都度在庫量を数量又は質量で管理するとともに、管理規程を整備し、管理責任者による定期点検を実施する必要がある。(丸亀病院・白鳥病院・がん検診センター)

(エ) 取得価格が3万円以上の消耗備品について、適正に管理する必要がある。(白鳥病院)

(3) 検討指示事項

時間外診療費に係る預り金について、手元で保有できる期間などを定める要領等の作成を検討する必要がある。(中央病院)